



税務相談

税理士法人ホサカ事務所 所長 保坂 英夫



新型コロナ関連における助成金等の課税関係

新型コロナウィルス感染症の影響により、様々な助成金、補助金が国や地方公共団体から支給されることになりました。一般的に法人、個人の所得には税金が課税されますが、各種の助成金等の取り扱いはどのようにになっているのでしょうか。主な助成金等について確認してみましょう。

1、非課税扱いになるもの

・「特別定額給付金」

外出自粛で感染拡大防止に協力している国民全員に対し、家計支援の一つとして給付されるお金です。1人当たり10万円が支給されます。

この特別定額給付金は、非課税所得とされています。

2、課税扱いになるもの

・「持続化給付金」

感染拡大防止対策により売上の減少などの影響を受けた事業主等に対し、交付される給付金です。中小法人は最大200万円、個人事業主、フリーランスは最大100万円がそれぞれ支給されます。事業所得、雑所得等の雑収入として課税対象になります。

・「雇用調整助成金」

コロナ禍の影響を受けても、従業員に休業手当を支払うなど雇用維持に努めている事業主に対し、交付される助成金です。事業規模や雇用維持の状況によって異なりますが、中小事業者に対しては休業手当支払額の8割ないし10割が支給されます。事業所得等として

課税対象になります。

・「経営継続補助金」

農林漁業者が感染拡大防止対策を行い、販路回復、開拓や事業継続、転換のための機械設備の導入や人手不足解消の取組を総合的に支援するために交付される補助金です。取組により補助率が異なりますが、最大で100万円が支給されます。事業所得等として課税対象になります。

・「長岡市事業継続緊急支援金」※受付終了

感染症の影響による売上減少を背景に、中小企業の経営を圧迫する賃借料など固定費の負担を軽減するために給付される支援金です。家賃相当額として最大30万円、固定資産税相当額として最大10万円のいずれかが支給されます。事業所得等として課税対象になります。

3、今後の注意点

今後、新たな支援制度の創設や非課税枠の拡大などの対策が講じられる可能性もあり、最新情報の把握が大事になります。